

# 薬剤師への奨学金返還支援制度はじめました！

= 返還義務のある奨学金を利用している薬学生さんに朗報です！ =

公益社団法人 益田市医師会では、平成 28 年度より奨学金返還支援制度を新たに設けました。この制度は返還義務のある奨学金を利用している方が、益田地域医療センター医師会病院へ入職していただいた場合、入職後、毎月 5 万円を最長 6 年間（計 360 万円）支給し、あなたの奨学金の返済をサポートするものです。

## ●対象職種

---

薬剤師

## ●対象者

---

以下の①②に該当する方

- ①大学在籍期間中に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の貸与型奨学金の貸与を受け、奨学金の返還義務がある方
  - ②益田市医師会に薬剤師として採用とされ、正職員として業務に従事できる方
- ※既卒の方で、すでに奨学金の返済が始まっている方も対象となります。
- ※益田市医師会の修学資金貸付を受けている方は対象となりません。

## ●支給額

---

毎月 5 万円

## ●支給期間

---

入職後より最長 6 年間

※ただし就業期間中に返還義務が生じる奨学金の借入総額（返済利息・保証料を除く）が 360 万円を下回る場合は、その金額を 5 万円で分割した月数とします。

## ●申請手続

---

益田市医師会の採用試験の応募に合わせて、人事課へ次の書類を提出してください。

- ①奨学金返還支援金給付申請書
- ②奨学金の借入総額と返還額が分かる書類

※入職後の申請は受付できません。

## ●申請・お問い合わせ先

---

公益社団法人益田市医師会 事業本部 総務人事課（担当：大石）

住所：〒699-3676 島根県益田市遠田町 1917 番地 2（医師会病院内）

電話：0856-31-0545（事業本部直通）

E-mail: jinji @masumi.shimane.med.or.jp